

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月2日
【発行者名】	スターツプロシード投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 平出 和也
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目3番11号
【事務連絡者氏名】	スターツアセットマネジメント株式会社 管理部長 松田 繁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目3番11号
【電話番号】	03(6202)0856(代表)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

本投資法人の主要な関係法人に以下のとおり異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 経理に関する一般事務受託者の異動

異動の理由

本投資法人の経理に関する一般事務受託者である中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社との住友信託銀行株式会社を存続会社とする合併により解散いたしました。

住友信託銀行株式会社は、本投資法人と中央三井信託銀行株式会社との間の平成17年5月2日付一般事務委託契約上の地位を、平成24年4月1日付をもって承継し、これに伴い住友信託銀行株式会社は本投資法人の経理に関する一般事務受託者となりました。

また、平成24年4月1日付で、住友信託銀行株式会社は三井住友信託銀行株式会社に商号を変更しました。

上記に伴い、本投資法人の主要な関係法人に異動が生ずることとなったものです。

主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

(イ) 主要な関係法人の名称

主要な関係法人となった法人の名称：三井住友信託銀行株式会社

主要な関係法人でなくなった法人の名称：中央三井信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額

三井住友信託銀行株式会社：平成24年4月1日現在 342,037百万円

中央三井信託銀行株式会社：平成24年3月末日現在 399,697百万円

(ハ) 関係業務の概要

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）上の一般事務受託者（投信法第117条第5号及び第6号。但し、投資法人債に関する事務を除きます。）として行う 計算に関する事務、 会計帳簿の作成に関する事務、 納税に関する事務。

異動の年月日

平成24年4月1日

(2) 投資主名簿等管理人及び特別口座管理機関の異動

異動の理由

本投資法人の投資主名簿等管理人及び特別口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社との住友信託銀行株式会社を存続会社とする合併により解散いたしました。

住友信託銀行株式会社は、本投資法人と中央三井信託銀行株式会社との間の平成21年1月5日付投資主名簿等管理人委託契約及び平成21年1月5日付特別口座の管理に関する契約上の地位を、平成24年4月1日付をもって承継し、これに伴い住友信託銀行株式会社は本投資法人の投資主名簿等管理人及び特別口座管理機関となりました。

また、平成24年4月1日付で、住友信託銀行株式会社は三井住友信託銀行株式会社に商号を変更しました。

上記に伴い、本投資法人の主要な関係法人に異動が生ずることとなったものです。

主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

(イ) 主要な関係法人の名称

主要な関係法人となった法人の名称：三井住友信託銀行株式会社

主要な関係法人でなくなった法人の名称：中央三井信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額

三井住友信託銀行株式会社：平成24年4月1日現在 342,037百万円

中央三井信託銀行株式会社：平成24年3月末日現在 399,697百万円

(ハ) 関係業務の概要

投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号。但し、投資法人債に関する事務を除きます。）として行う 投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務、投資口の発行に関する事務、投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務、特別口座の取扱いに関する事務。

異動の年月日

平成24年4月1日

（3）資産保管会社の異動

異動の理由

本投資法人の資産保管会社である中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社との住友信託銀行株式会社を存続会社とする合併により解散いたしました。

住友信託銀行株式会社は、本投資法人と中央三井信託銀行株式会社との間の平成17年5月2日付資産保管業務委託契約上の地位を、平成24年4月1日付をもって承継し、これに伴い住友信託銀行株式会社は本投資法人の資産保管会社となりました。

また、平成24年4月1日付で、住友信託銀行株式会社は三井住友信託銀行株式会社に商号を変更しました。

上記に伴い、本投資法人の主要な関係法人に異動が生ずることとなったものです。

主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

（イ）主要な関係法人の名称

主要な関係法人となった法人の名称：三井住友信託銀行株式会社

主要な関係法人でなくなった法人の名称：中央三井信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額

三井住友信託銀行株式会社：平成24年4月1日現在 342,037百万円

中央三井信託銀行株式会社：平成24年3月末日現在 399,697百万円

（ハ）関係業務の概要

投信法上の資産保管会社（投信法第208条第1項）として行う資産の保管に係る業務。

異動の年月日

平成24年4月1日